

三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく取組の進行管理を適切に行い、取組の改善方策の検討につなげるため、三重県少子化対策推進県民会議設置要綱第5条第3項に基づき、計画推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 部会は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の策定及び進行管理に関すること。
- （2）その他「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の推進に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 部会は、知事が選任する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、毎年3月31日までとする。

3 委員からの申し出等がない限り、委員は再任するものとする。

（部会長）

第4条 部会には部会長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

（報告）

第6条 部会は、必要に応じて三重県少子化対策推進県民会議に部会の内容等について報告するものとする。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、子ども・福祉部少子化対策課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。